

◎新潟県告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
蛭野地区	五泉市蛭野、山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蛭野(2)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蛭野(3)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蛭野地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
モグラ沢地区	五泉市蛭野、山谷	次の図のとおり	土石流
門前川(2)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
カヤ山沢地区	五泉市蛭野、山谷	次の図のとおり	土石流
蛭野(7)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
蛭野(11)地区	五泉市蛭野	次の図のとおり	土石流
別所甲1地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所甲2地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所乙1地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所乙2地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所(3)地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所(4)地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所(5)地区	五泉市別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安出地区	五泉市安出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安出(2)地区	五泉市安出、村松、中島、新屋	次の図のとおり	土石流
新屋地区	五泉市新屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大口(2)地区	五泉市大口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）